



八ヶ岳フットボールクラブジュニアユース

■ 会 則 ■

【八ヶ岳フットボールクラブジュニアユース会則】

(名称)

1. 本クラブは、八ヶ岳フットボールクラブジュニアユース（以下単にクラブ）とする。

(所在)

2. 本クラブは、山梨県北巨摩郡小淵沢町上笹尾3332-1555田畑雅宏宅に「八ヶ岳フットボールクラブジュニアユース」の事務局を置き、八ヶ岳南麓周辺及び山梨県峡北地域周辺のグラウンドを主たる活動場所とする。

(基本理念)

3. 本クラブは、サッカー、フットサルを通して正しい心と身体の発育を図り、個々の新しい可能性を見つけたし育成し、より正しい人間づくりを基本理念とし、また地域社会のスポーツ振興に貢献するものとする。

(入会資格)

4. 本クラブに入会できるものは、八ヶ岳フットボールクラブジュニアユース募集コースに該当し、本クラブの会則に賛同した者とする。
5. スポーツを行うのに適した健康状態であること。
6. 親権者の許可を得た者であること。
7. 他のサッカークラブ、サッカー部活動に入っていない者であること。ただし、フットサルのみ、スクール生希望者はこの限りではない。

(入会手続き)

8. 入会希望者は、所定の入会申込用紙に必要事項を記入し、別に定める入会金と共に、事務局に申し込む。（用紙は事務局にて配布）

(会費)

9. 会費は、年会費・月会費として別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。月会費の納入は別紙に定める方法を選択し納入する。
10. 一旦納入した会費は、原則として返還しない。
11. 大会・遠征試合等についての交通・宿泊費等については別途徴収する。

(保険)

12. 会員は、入会と共に、スポーツ安全協会の保険に入る。加入手続きはすべて本クラブ事務局にて行う。

(練習時間)

13. 会員は、個人の能力と希望に応じて、別に定められた曜日、時間に限り、指導を受けることができる。
14. 雨天時、またはそれに付随するグラウンド使用不可能な場合、技術向上を目的とする室内講義、あるいは振り替え練習又は練習中止の場合がある。

(休会・退会)

15. 休会（一ヶ月以上6ヶ月以内）を希望する会員は、事務局に申し出て、別に定める休会費を納入する。休会費は、月会費の半額とする。
16. 退会する者は、その前月1ヶ月前までに、事務局に届けなければならない。

(会員の心得)

17. 会員は、次の事項を厳守しなければならない。
 - 1) スポーツマン精神に則り、全員が明るく、楽しく、元気よく行動すること。
 - 2) クラブへの往復路においては、交通ルールを遵守すること。
 - 3) 秩序を守り、本クラブの目的に添うよう、学業面でも努力すること。

(事故の責任)

18. 会員は、グラウンド等施設利用の諸規則を守り、指導者の指示に従って行動するものとし、活動中に起きた事故については、保険の規約範囲内で対処する。またこれに違背して、盗難・損害等の事故が起っても、クラブ及び指導者に対し一切の損害賠償を請求しない者とする。